

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について

高知市水道料金等のしくみ

高知市の水道料金は口径別の基本料金（※1）と、従量料金で算出します。この従量料金は使用水量が増えるほど1 m³あたりの単価が高くなる逡増制（※2）を採っています。また、下水道使用料においても逡増制を採っています。

- （※1） 口径別料金は、蛇口等の栓数に応じて定められたメーターの口径（大きさ）によって料金に差をつけるもので、基本料金及び従量料金は口径が大きくなると高くなります。
- （※2） 逡増制は、使用水量が増えると1 m³あたりの単価が高くなることをいい、高知市上下水道局では7段階に分かれています。
なお、水道料金については、1か月の使用水量が1,000 m³を超える部分については、逡減制（単価を低く設定）を採っています。

特例制度

1つの上下水道局取引メーターを2世帯以上で使用する場合、全体の使用水量を1つとして水道料金等を算定しますので、1 m³あたりの単価が高くなり、請求金額が割高になります。

特例制度は、家庭の用以外（事業所・テナント等）の使用水量を除いた全体の使用水量を満室時世帯数で割り、その水量を口径別料金 20mmで料金計算し、満室時世帯数を掛けます。

特例適用の要件

メーター口径が 40mm以下で、水道水等を家庭の用として使用し、その水量を計量又は計測することができること。また、各世帯の区画に居住者が直接利用するための風呂、トイレ及び台所の設備を有すること。

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について、ご不明な点がございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 高知市上下水道局料金お客さまセンター
☎ 8 3 2 - 1 1 3 2